

加古川市長 岡田 康裕 様

加古川市情報公開・個人情報保護審査会
委員長 川崎 志保

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成 29 年 6 月 2 日付け諮問第 40 号で諮問のあった標記のことについては、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

1 個人情報の外部提供の制限の例外について

（加古川市教育委員会と兵庫県警察本部との相互連携に係る協定書による警察への個人情報の外部提供）

2 答申の趣旨

諮問のあった外部提供の制限の例外については、以下の理由により適当である。
ただし、付帯意見に留意願いたい。

3 答申の理由

（1）本諮問の目的

児童生徒の非行、問題行動及び犯罪被害の防止に関して、全国的にも学校と警察の連携に係る協定書が締結され、相互連携が進んでいることから、加古川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）においても、兵庫県警察本部と協定書を締結し、必要と認める情報を相互に提供することで、緊密に連携し児童生徒の指導支援を行い、児童生徒の安全確保及び健全育成につなげることを予定している。

教育委員会及び加古川市立の小学校、中学校、特別支援学校（以下「教育委員会及び学校」という。）と兵庫県警察本部及び兵庫県に所在する警察署（以下「警察」という。）との間における情報連携には、児童生徒の個人情報について、教育委員会及び学校から警察へ提供する場合（以下「警察への外部提供」という。）と、警察から教育委員会及び学校へ提供する場合（以下「警察からの収集」という。）があるが、これらのやり取りは、加古川市個人情報保護条例第 6 条及

び第8条の規定により制限されているところである。このうち、警察からの収集について、実施機関は、個人情報の収集の制限の例外として、平成11年3月31日付け本審査会答申第1号の別表類型14に該当するものとしている。そして、もう一方の警察への外部提供については、個人情報の外部提供の制限の例外として、公益上の必要その他相当の理由があると認められるか否かを本審査会に諮問されたものである。

(2) 予定されている個人情報の外部提供の内容

① 提供する対象事案

警察への外部提供をする事案としては、「児童生徒が犯罪若しくは触法行為を繰り返している事案」「児童生徒が犯罪被害に遭うおそれのある事案」「児童生徒の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められる事案」の3事案に限定している。また、警察への外部提供を行う前には、教育委員会へ事前相談等を必須とし、各学校長の個々の判断に任せず、教育委員会が情報提供の必要性を統一的に判断することとしている。

② 提供する個人情報

警察への外部提供をする個人情報は、「当該事案に係る児童生徒の氏名、生年月日、年齢、住所、学年、クラスに関する内容等」「当該事案に関する概要等」「当該事案に係るその他児童生徒の安全確保及び健全育成に資するために必要な情報」としている。

③ 提供情報の取扱い

教育委員会及び学校と警察がそれぞれ収集・提供した情報に係る文書（写しを含む）の保存期限は1年間（作成日の属する年度の翌年度末まで）とし、保存期限を過ぎた文書は確実に廃棄することとしている。さらに、収集した情報を、協定書記載の目的以外に利用することや教育委員会及び学校と警察以外の者に提供することについては禁止している。

(3) 審議結果

① 提供する対象事案

教育委員会においては、児童生徒の非行、問題行動及び犯罪被害の防止に関しては、これまでと同様に、教育委員会と学校が連携し対応していく予定であるが、児童生徒の命に係わるような重大事態になる前に対処が必要となる3事案のうち、教育委員会及び学校で対応しきれない事案に限って、本協定書に基づき、警察へ個人情報を提供し、協力を依頼することとしている。さらに、警察への外部提供について、各学校長が個々に判断するのではなく、教育委員会がその必要性を判断することによって、教育委員会による統一的

で厳格な判断のもと、真に情報提供が必要である３事案に該当する場合のみに行われることが認められる。

② 提供する個人情報

警察への外部提供をする個人情報については、当該事案に係る児童生徒の学籍情報のほか、当該事案の概要、その他児童生徒の安全確保及び健全育成に資するために必要な情報であり、警察が児童生徒の状況を把握する上で提供せざるを得ない情報であると考えられる。

ただし、その情報提供については必要最小限のものとなるよう、事案ごとに提供する情報の内容については精査すべきである。

③ 提供情報の取扱い

警察への外部提供をした情報は児童生徒の個人情報であり、適正な管理運用が求められる。協定書において、提供情報の保存期間は１年とし、保存期間経過後に確実に廃棄することや、目的以外での利用を禁止しており、提供情報の取扱いとしては、妥当であると認められる。

④ まとめ

教育委員会と兵庫県警察本部との相互連携に係る協定書については、児童生徒の非行、問題行動及び犯罪被害の防止に関して、警察と緊密に連携し、児童生徒の指導支援を行うことにより、児童生徒の安全確保及び健全育成につなげることを目的としているものであるが、警察への外部提供については、本来、当該児童生徒の権利利益を侵害するおそれもあることから、安易に行うべきものではない。

しかしながら、児童生徒の個人情報の保護に十分に配慮した上で、教育委員会が統一的な判断基準に従い、警察への外部提供をし、情報を共有することは、他市で起こった児童生徒の命に係わる悲惨な事件を未然に防ぐために、教育委員会と警察とが相互連携をしていく上で必要不可欠な行為であり、公益上の必要その他相当の理由があると認められるため、妥当であると考ええる。

(４) 付帯意見

児童生徒の権利利益を不当に侵害することのないよう、協定書締結にあたっては、教育委員会及び学校、警察において十分協議を重ね、収集・提供した個人情報の適切な管理体制を構築されたい。

また、教育委員会においては、外部提供を行う事案及び提供する個人情報を適正かつ厳格に精査するため、ガイドラインなど統一的な判断基準を作成し、学校に対して周知されたい。

以上